

令和5年度 西都市利用者負担額（保育料）一覧表

☆R5年度より第2子以降の保育料が無料になります☆

● 2号・3号認定（保育）※保育料は第1子のみ（2子目以降無料）

※4月1日時点で満3歳以上児は2号認定の欄、未満児は3号認定の欄を適用します。

階層区分		定義	3号認定（第1子）		2号認定 標準・短	
国階層	市階層		標準時間	短時間		
第1	A	生活保護法による被保護世帯	0	0	副食費免除対象	
第2	B1	市民税 非課税世帯	要保護世帯	0		0
	B2		上記以外の世帯	0		0
第3	C1-1	市民税所得割 非課税世帯 (均等割のみ)	要保護世帯	5,000		4,900
			上記以外の世帯	11,000		10,800
	C2-1	48,600円未満	要保護世帯	6,000		5,850
			上記以外の世帯	13,000		12,700
第4	D1-1	48,600円以上 57,700円未満	要保護世帯	8,000		7,850
			上記以外の世帯	16,000		15,700
	D1-3	57,700円以上 72,000円未満	要保護世帯	8,000		7,850
			上記以外の世帯	16,000	15,700	
	D2-1	72,000円以上 77,101円未満	要保護世帯	9,000	8,800	
			上記以外の世帯	20,000	19,600	
	D3	77,101円以上	106,000円未満	24,000	23,500	
	第5	D4	106,000円以上	142,000円未満	28,000	27,500
D5		142,000円以上	169,000円未満	32,000	31,400	
第6	D6	169,000円以上	211,200円未満	36,000	35,300	
	D7	211,200円以上	301,000円未満	40,000	39,300	
第7	D8	301,000円以上	397,000円未満	43,000	42,200	
第8	D9	397,000円以上		47,000	46,200	

● 1号認定（幼稚園教育）

※幼稚園・認定こども園に在籍で満3歳以上児のみ適用できます。

階層区分		定義	1号認定		
国階層	市階層		標準時間	短時間	
第1	A	生活保護法による被保護世帯	0	0	
第2	B1	市民税 非課税世帯	要保護世帯	0	
	B2		上記以外の世帯	0	
第3	C1-1	市民税所得割 非課税世帯 (均等割のみ)	要保護世帯	0	
			上記以外の世帯	0	
	C2-1	48,600円未満	要保護世帯	0	
			上記以外の世帯	0	
第4	D1-1	48,600円以上 72,000円以下	要保護世帯	0	
			上記以外の世帯	0	
	D2-1	72,001円以上 77,100円以下	要保護世帯	0	
			上記以外の世帯	0	
	D3	77,101円以上	106,000円以下	0	
	第5	D4	106,001円以上	142,000円以下	0
		D5	142,001円以上	169,000円以下	0
	第6	D6	169,001円以上	211,200円以下	0
D7		211,201円以上	301,000円以下	0	
第7	D8	301,001円以上	397,000円以下	0	
	D9	397,001円以上		0	

● 利用者負担額（保育料）について

1号・2号：全世帯無料（※別途副食費が必要）
3号：左表中の市階層毎に定める額【第1子のみ】
※令和5年度より、世帯の所得に関わらず、生計を一にする子が2人以上いる世帯は、第2子以降の子に係る保育料が無料となります。

● 副食費について

1号認定および2号認定については、実費負担として給食費（副食費）が、別途必要になります。
（※3号認定では利用者負担額に含まれています。）

★利用者負担額(保育料)の減免制度(3号認定)

※保育料については、次のような場合に負担額を軽減しています。
【多子世帯】：生計を一にする子が複数いる世帯
☞第2子以降は無料
【要保護世帯】：ひとり親、障がい者等を有する世帯
☞通常かかる保育料の約半額

★副食費の減免制度(1号・2号認定)

次の要件に該当する方については副食費が免除になります。

● 1号認定

【A～D2-2の階層にある世帯】
【D3～D9階層にある世帯で第3子以降の子】

● 2号認定

【A～D1-3, D2-1階層にある世帯】
【D1-4, D2-2～D9の階層にある世帯で第3子以降の子】

《副食費減免にかかる子の数え方》 ※同一世帯内

○ 1号認定

A～D2-2に該当する世帯	第1子の年齢に関わらず、第何子目か
上記以外の世帯	小学校3学年以下の子を上から数えて第何子目か

○ 2号認定

A～D1-3, D2-1に該当する世帯	第1子の年齢に関わらず、第何子目か
上記以外の世帯	小学校3学年以下の子を上から数えて第何子目か

【POINT】 国の基準額として、国が定めている利用者負担額(保育料)がありますが、保護者の負担軽減を図るため、西都市の基準額を定めて、その差額を西都市が負担しています。

☆ 利用者負担額（保育料）の金額は、4月～8月分は令和4年度の市民税額（世帯）、9月から翌3月分は令和5年度の市民税額（世帯）に基づいて計算します。
☆ 利用者負担額（保育料）の納付先は、保育所（園）の利用者は市、幼稚園・認定こども園の利用者は在園している園になります。
☆ 上記の利用者負担額（保育料）以外の実費負担については、在籍している園にご確認ください（右記載の副食費の負担を含む）。
☆ 上記の課税額には、税額控除を除いた住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の適用はありません。